

## 川西市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりの実現に資するため、防犯カメラ及び周辺機器（以下「防犯カメラ」という。）を設置しようとする団体に対し、防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有し、以下に掲げるすべての機能を満たすものをいう。

(1)カメラ

- ア カメラの有効画素数が38万画素以上であること。
- イ カラー画像であること。
- ウ 作動時間が1日24時間であること。
- エ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。
- オ 屋外用として使用できる防雨性能があること。

(2)レコーダー

- ア 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。
- イ 記録間隔が1秒間に4画面（4FPS）以上であること。
- ウ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。
- エ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。

2 この要綱において「地域活動」とは、市民が自主的かつ主体的に行う不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする、地域社会の維持発展を図る活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治思想又は宗教を主たる目的とする活動
- (3) 特定の事業の反対運動を目的とする活動

(助成対象団体)

第3条 この要綱における助成対象団体は、自治会、コミュニティ組織、自主防災組織等、一定の地域を基盤に地域活動を進める団体（以下「地域活動団体」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯及び住民で構成されていること
- (3) 活動を行う地域の世帯及び住民が自由に加入できること
- (4) 規約及び代表者を定めていること

(補助要件)

第4条 この要綱における補助金の補助要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 防犯カメラを新設する場合において、過去に兵庫県又は市のいずれの補助金も交付

されていないこと。

- (2) 防犯カメラの設置及び維持管理等について地域の合意が形成されていること。
- (3) 防犯カメラ設置場所（土地、建物、柱等）の所有者等の承諾及び許可を得ていること。また、撮影映像に入る又は撮影場所や設置場所に隣接する住宅等がある場合は、その住民等の同意を得ていること。
- (4) 防犯カメラを設置することによって、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可を受けていること。
- (5) 防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨を表示する告示板を明確かつ適切な方法で表示すること。
- (6) 以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規定が定められていること。
  - ア 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
  - イ 撮影していることの明示
  - ウ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
  - エ 記録した映像の利用・提供の制限
  - オ 苦情処理対応
  - カ その他防犯カメラの運用に関すること
- (7) 以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。
  - ア 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。
  - イ ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。
- (8) 防犯カメラの撮影場所は以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。
  - ア 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。
  - イ 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。
  - ウ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。
  - エ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。
- (9) 過去に兵庫県又は市の補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを更新する場合は、既存の防犯カメラの設置に係る兵庫県若しくは市の補助金交付決定日から5年を経過していること。

（補助対象経費、対象外経費）

第5条 防犯カメラの設置に要する経費のうち、補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、防犯カメラ及び防犯カメラ設置を明示する告示板の購入並びに設置工事に要する経費とする。

2 次に該当する経費は補助対象外とする。

- (1) 既存設備の撤去に要する経費
- (2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (3) 防犯カメラ維持管理（賃貸費を含む。）に要する経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号によって決定するものとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 防犯カメラを新設する団体 対象経費の2分の1（上限12万円）
  - (2) 既設の防犯カメラを更新する団体 対象経費の2分の1（上限6万円）
- （交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請する地域活動団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラ設置計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し（設置に係る費用の総額を記載したもの）
- (4) 仕様書の写し（補助要件の機能を有することがわかるもの）
- (5) 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）
- (6) 防犯カメラ等管理運用規程
- (7) 道路占有許可書等防犯カメラの設置に必要となる許可書等の写し
- (8) 地域合意書及び維持管理誓約書（様式第4号）
- (9) 防犯カメラ設置に伴う地域の合意が形成されていることを示す書類（総会資料等）
- (10) 応募団体規約の写し
- (11) 応募団体役員名簿の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて実施する現地調査の結果、適当であると認めたときは、申請団体の代表者（以下「補助申請者」という。）に対して、補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の交付決定は1箇所につき1回とする。ただし、防犯カメラの更新等による同一箇所に係る申請であって前回の兵庫県又は市の交付決定日から5年が経過した場合はこの限りではない。

（実績報告）

第9条 補助申請者は、補助事業完了後、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置報告書（様式第7号）
- (2) 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 防犯カメラ及び告示板の設置状況が確認できる写真並びに防犯カメラによる撮影画像の静止画を含めた、防犯カメラ設置後の現況写真
- (4) 収支決算書（様式第8号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付すべき

補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助申請者に交付するものとする。

2 補助申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼振込依頼書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第12条 補助金交付団体は、交付決定日から5年を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して利用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けるよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助金交付団体に対し、当該承認に係る取得財産の処分により、収入があったときは、その全部又は一部を市に納付するよう求めるものとする。

（補則）

第13条 このほか補助金の交付について必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年4月1日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用するものとする。

（失効規定）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用するものとする。

付 則

この要綱は平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年10月29日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は令和4年3月31日から施行する。ただし、令和4年4月1日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用するものとする。

付 則

この要綱は令和5年3月31日から施行する。ただし、令和5年4月1日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用するものとする。